

津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター
施設建設・運営事業

入札説明書

平成27年 5月29日
津山圏域衛生処理組合

目 次

第1 募集の趣旨	1
第2 事業内容に関する事項	2
1 事業名称	2
2 公共施設の管理者の名称	2
3 事業実施場所	2
4 事業の目的	2
5 事業の内容	2
(1) 事業方式	2
(2) 運営・維持管理業務の実施形態	2
(3) 契約の形態	2
(4) 事業期間	3
(5) 事業期間終了後の措置	3
(6) 事業の対象となる業務範囲	3
(7) 組合が行う業務	3
(8) 組合が適用を予定している交付金について	4
(9) 法令等の遵守	4
第3 事業者募集等のスケジュール	5
第4 入札に関する条件	6
1 入札参加者の備えるべき参加資格条件	6
(1) 入札参加者の構成等	6
(2) 入札参加者の参加資格要件	6
(3) 入札参加者の制限	7
(4) 参加資格の確認	7
2 応募に関する留意事項	7
(1) 入札説明書等の承諾	7
(2) 応募に伴う費用負担	7
(3) 入札保証金	7
(4) 使用言語及び単位	8
(5) 著作権	8
(6) 提出書類の取扱い	8
(7) 資料の取扱い	8
(8) 情報提供	8
(9) 入札参加者が1者の場合の措置	8
3 入札に関する手続等	8
(1) 入札公告・入札説明書等の公表	8
(2) 入札説明書等に対する説明会及び現地見学会	8
(3) 入札説明書等に対する質問受付（第1回）	8
(4) 参加表明書及び参加資格申請書類受付	9
(5) 資格審査結果の通知	9
(6) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答	9
(7) 入札説明書等に対する質問受付（第2回）	9
(8) 提案書の受付	10
(9) 提案書に関するヒアリングの実施	11
(10) 開札	11
(11) その他	11
第5 入札書類の審査	12
1 審査及び選定に関する事項	12
(1) 津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設整備委員会の設置	12
(2) 審査の手順及び方法	12
第6 提案に関する条件	13

1	計画地に関する事項	13
(1)	計画地条件	13
(2)	用地の使用権原について	13
2	施設整備の概要	13
(1)	施設種別	13
(2)	施設規模等	13
(3)	処理対象物	13
3	施設の設計・建設の提案に関する条件	14
4	施設の運営・維持管理の提案に関する条件	14
5	事業計画の提案に関する条件	14
(1)	本施設の設計・建設に係る対価	14
(2)	委託料	15
(3)	保険	17
第7	事業実施に関する事項	18
1	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	18
2	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
(1)	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	18
(2)	組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	18
(3)	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	18
3	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
4	組合による本事業の実施状況の監視	18
(1)	設計・建設段階	18
(2)	運営・維持管理段階	19
(3)	運営期間の終了段階	19
5	事業期間中の事業者と組合との関わり	19
6	その他	19
第8	特定事業契約に関する事項	20
1	契約手続	20
2	その他	20
第9	本事業の担当部署	20
別紙1	計画地案内図及び本施設用地	21
別紙2	事業スキーム図	22
別紙3	モニタリング実施要領等	23

用語の定義

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター	: 岡山県津山市川崎443, 445及び458に整備するし尿, 浄化槽汚泥, 農業・林業集落排水汚泥の処理・資源化施設
し尿等	: し尿や浄化槽汚泥, 農業・林業集落排水汚泥の総称をいう。
組合	: 津山圏域衛生処理組合
本施設	: 津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センターの処理施設・管理棟, それらの外構等
処理対象区域	: 津山市全域, 鏡野町(鏡野地区, 奥津地区, 上齋原地区), 美咲町(中央地区)
本施設用地	: 本施設の用地(別紙1参照)
本事業	: 本施設の設計・建設, 運営・維持管理についてD B O手法を導入して実施する事業
事業者	: 本事業を実施する選定事業者。落札者の構成員, S P C
S P C	: 落札者の構成員が本事業の運営・維持管理業務を実施するために設立する特別目的会社(Specific Purpose Company)
入札参加者	: 本事業の入札に参加する企業グループ
代表企業	: 議決権割合が事業期間中を通じて出資者間で最大であり, 入札参加者を代表し, 組合との交渉窓口となる企業
構成企業	: 入札参加者を構成しS P Cへの出資を行う企業
協力企業	: 入札参加者を構成しS P Cへの出資を行わない企業
構成員	: 構成企業, 協力企業の総称をいう。
設計企業	: 本施設の設計を行う構成員(1社又は複数社)
建設企業	: 本施設の建設を行う構成員(1社又は複数社)
運営企業	: 本施設の運営・維持管理を行う構成員(1社又は複数社)
建設事業者	: 組合と建設工事請負契約を締結するもの。設計企業, 建設企業による共同企業体
運営事業者	: 組合と運営・維持管理業務委託契約を締結するもの。(S P C)
D B O方式	: 設計(Design), 建設(Build), 運営・維持管理(Operate)を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法
基本契約	: 本事業について, 事業者が津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センターの設計, 建設, 運営・維持管理を一括で発注するために組合と事業者で締結する契約
建設工事請負契約	: 本事業の建設工事について, 組合と建設事業者で締結する契約
運営・維持管理業務委託契約	: 本事業の運営・維持管理業務について, 組合と運営事業者が締結する契約
特定事業	: 公共施設等の整備等に関する事業で, P F I事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるもの。 本事業は, 民間活力導入のための事業手法としてD B O方式を採用しており, P F I法に準じた手続きによることとしている。
特定事業契約	: 基本契約, 建設工事請負契約, 運営・維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめた総称
交付金	: 循環型社会形成推進交付金
施設整備委員会	: 津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設整備委員会

第1 募集の趣旨

津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設建設・運営事業（以下「本事業」という。）は、津山圏域衛生処理組合（以下「組合」という。）の処理対象区域において発生するし尿や浄化槽汚泥、農業・林業集落排水汚泥（以下「し尿等」という。）について、し尿等の衛生的処理と水環境の保全を図ることを目的とした事業である。本事業において、津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター（以下「本施設」という。）の施設建設・運営・維持管理を、民活手法を導入して実施するため、平成27年2月5日に「津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設建設・運営事業 実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。

本入札説明書は、組合が本事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとするものに交付するものである。

入札参加者は、本入札説明書の内容を踏まえ、必要な入札書類を提出することとする。

第2 事業内容に関する事項

1 事業名称

津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設建設・運営事業

2 公共施設の管理者の名称

津山圏域衛生処理組合

管理者 津山市長 宮地昭範

3 事業実施場所

岡山県津山市川崎443, 445及び458 (別紙 1 参照)

4 事業の目的

組合は、津山市、鏡野町、美咲町における、し尿等について、し尿等の衛生的処理と水環境の保全が図られるよう、し尿処理施設（津山圏域衛生処理センター）の適正な管理・運営に努めている。

現在のし尿処理施設は、昭和58年3月に供用開始し、既に30年以上が経過しており、平成15年度～平成16年度に基幹整備工事を実施したものの、今後、数年後には寿命を迎える機器が増加することが予想されている。また、公共下水道、合併処理浄化槽の普及に伴うし尿処理量の減少と浄化槽汚泥の増加により、浄化槽汚泥の混入割合が増加し、現在の施設での対応が困難になることも予想されている。

このような状況のもと、本事業は、将来的なし尿等の処理量の変化、浄化槽汚泥混入割合の増加に対応した汚泥再生処理センターを整備し、し尿等の処理を安全、安定的かつ効率的に行うことを目的とする。

本施設の整備に際して、市民・町民、建設予定地周辺の地域住民の方々の理解と協力は欠かせず、このため、「悪臭などに配慮した公害のない施設建設を目指す」ことを念頭においている。

なお、組合においては、本施設から発生する汚泥は助燃剤としての資源化を予定している。また、本施設の使用については事業期間終了後も継続し、竣工から30年以上を予定している。したがって、事業者はこのことを十分に理解し、安定かつ継続した資源化が行われるよう施設の運転管理を行うとともに、本施設の使用期間に渡り、安全かつ経済性の高い運転が可能となる施設整備、維持・補修等を行わなければならない。

5 事業の内容

(1) 事業方式

本事業は、選定事業者¹（以下「事業者」という。）が、組合の所有となる施設について設計・建設、運営及び維持管理を一括して受託する公設民営（D B O）方式とする。

(2) 運営・維持管理業務の実施形態

落札者の構成企業が自ら株主となって本事業の運営・維持管理業務を実施するためのS P Cを設立し、S P Cが運営・維持管理業務を実施する。

(3) 契約の形態

組合は、事業者と、本事業について事業者が本施設の設計・建設、運営及び維持管理を一括で委託するために、本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。

また、組合は基本契約に基づき、本施設の設計を行う構成員（以下「設計企業」という。）と、本施設の建設を行う構成員（以下「建設企業」という。）による共同企業体、若しくは1社で設計企業及び建設企業の要件を満たす場合は、当該企業（以下、共同企業体又は当該企業を「建設事業者」という。）と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

¹選定事業者は、落札者の構成員全員で構成される。落札者の構成員のうち構成企業が本事業の運営・維持管理業務を実施するために自ら株主となって設立する特別目的会社（以下「S P C」という。）を含むものとする。

更に、組合は、基本契約に基づき、本施設の運営・維持管理を行うもの（以下「運営事業者」という。）と本事業に係る運営・維持管理業務委託契約を締結する。（基本契約，建設工事請負契約，運営・維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめて，以下「特定事業契約」という。）（別紙2参照）

(4)事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・建設期間：特定事業契約締結から平成31年3月まで
- ・運営期間：平成31年4月から平成51年3月まで20年間

(5)事業期間終了後の措置

組合は、平成51年4月以降も本施設を継続して公共の用に供する予定である。

その具体的な方法については、必要に応じて事業者の意見を聞きながら、組合が事業期間内に決定する。

なお、事業者は、事業期間終了時に本施設を組合の定める引継ぎ時における本施設の要求水準を満足する状態で、組合に引継ぐものとする。

(6)事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 本施設の設計

- (ア) 本施設の設計（既存施設の解体設計含む）
- (イ) その他関連業務（組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援，建設工事に係る許認可申請支援等）
- (ウ) 施設建設に伴う各種許認可の申請・取得

イ 本施設の建設工事

- (ア) 本施設の建設
- (イ) その他関連業務（事業者が行うべき近隣対応等）

ウ 本施設の運営・維持管理

- (ア) し尿等の受入業務
- (イ) 受付業務
- (ウ) 運転管理業務
- (エ) 維持管理業務（点検・保守，その他一切の補修・設備更新業務を含む。）
- (オ) 環境管理業務
- (カ) 情報管理業務
- (キ) 組合が実施する啓発業務の補助等（主に処理棟内における環境啓発等）
- (ク) 本施設から発生する助燃剤の運搬
- (ケ) その他関連業務（事業者が行うべき来場者対応，住民対応等）

(7)組合が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- (ア) 近隣対応
- (イ) 一般廃棄物処理施設の設置届出
- (ウ) 施設建設に伴う生活環境影響調査
- (エ) 施設建設に伴う交付金申請手続き
- (オ) 施設の設計・建設に伴う設計・工事監理
- (カ) インフラ整備（水道等の整備）
- (キ) その他これらを実施する上で必要な業務

- イ 本施設の運営・維持管理に関する業務
 - (ア) 施設へのし尿等の搬入計画管理
 - (イ) 近隣対応（組合が行うべきもの）
 - (ウ) 契約管理（モニタリング）の実施
 - (エ) 運営・維持管理に伴うモニタリング
 - (オ) 行政や団体等の見学の受付及び行政対応
 - (カ) その他これらを実施する上で必要な業務

(8) 組合が適用を予定している交付金について

組合は本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは組合において行うが、事業者は申請手続きに必要な書類の作成等について組合を支援するものとする。

(9) 法令等の遵守

組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

第3 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定にあたっては、総合評価落札方式(総合評価一般競争入札方式)により行う。
本事業における事業者の募集・選定スケジュール(予定)は次のとおりとする。

平成27年5月29日(金)	入札公告・入札説明書等の公表
平成27年6月10日(水)	入札説明書等に対する説明会及び現地見学会
平成27年6月1日(月)～12日(金)	質問の受付(第1回)
平成27年7月1日(水)	質問回答の公表(第1回)
平成27年7月14日(火)	参加表明書,参加資格審査申請書類受付
平成27年7月21日(火)	資格審査結果の通知
平成27年7月21日(火)～23日(木)	質問の受付(第2回)
平成27年8月10日(月)	質問回答の公表(第2回)
平成27年9月3日(木)	入札及び提案書の受付
平成27年12月1日(火)(予定)	提案書に関するヒアリング
平成27年12月中旬	落札者の決定及び公表
平成28年1月下旬	仮契約締結
平成28年2月下旬	特定事業契約締結

第4 入札に関する条件

1 入札参加者の備えるべき参加資格条件

(1)入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、建設企業、設計企業及び運営企業を含む企業により構成されるものとする。入札参加者は、入札参加者を代表し、組合との交渉窓口となる企業1社を「代表企業」として定めるものとする。なお、代表企業は「第4 1 (2) 入札参加者の参加資格要件 ウ」の要件を満たすものに限る。
- イ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、組合と協議を行う。
- ウ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。
- エ 落札者は、SPCを仮契約締結時までに組合構成市町（津山市、鏡野町、美咲町）内において設立するものとする。落札者の構成企業は、SPCに対して出資を行うものとし、それ以外のものによる出資は認めない。また、代表企業が所有する議決権割合は、事業期間中を通じて出資者間で最大となるものとする。

(2)入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。なお、イ項・ウ項・オ項について複数の項の要件を満たすものは、当該複数の項の業務の実施企業を兼ねることが可能である。

- ア 入札参加者の構成員はすべて、津山市、鏡野町、美咲町のいずれかにおいて、平成27年度入札参加資格を有していること。又は、参加表明書提出と合わせて指名願いに準ずる書類（指名申請書若しくは同等のもの）を事務局へ提出することのできるもの。
- イ 設計企業は、次の、の要件をすべて満たしていること。なお、複数の企業が設計企業となる場合は、当該複数の企業で次の、の要件をすべて満たすものとし、各々の企業は次の、のいずれかの要件を満たしていること。
地方公共団体のし尿処理施設（汚泥再生処理センター含む）について、以下の要件をすべて満たした設計実績を有すること。
 - ・ 処理規模 50kL/日以上の実績：1件以上
 - ・ 本施設の水処理方式と同様の方式の実績：1件以上
 - ・ 本施設の資源化方式と同様の方式の実績：1件以上なお、上記実績の施設は同一施設である必要はない。
建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ウ 建設企業は、次の、の要件をすべて満たしていること。なお、複数の企業で、の要件を満たせばよい。また、の要件を満たす企業は、建設事業者となること。
汚泥再生処理センターのプラント建設を実施する企業にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受け、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限直近において1,000点以上であること。更に地方公共団体のし尿処理施設について以下の要件をすべて満たした建設実績を有すること。
 - ・ 処理規模 50kL/日以上の実績：1件以上
 - ・ 本施設の水処理方式と同様の方式の実績：1件以上
 - ・ 本施設の資源化方式と同様の方式の実績：1件以上なお、上記実績の施設は同一施設である必要はない。
建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受け、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限直近において1,200点以上であること。
- エ 建設企業のうち、ウの実績を有する建設企業は、SPCに出資を行うこと。
- オ 運営企業は、次の、の要件をすべて満たしていること。なお、複数の企業が運営企業と

なる場合は、の要件はすべての企業が満たすものとし、1者はの要件を満たしていること。

廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から5年を経過しないものでないこと。

地方公共団体の汚泥再生処理センター(し尿処理施設含む。)について、以下の要件を満たすこと。

- ・浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式の運転実績を有すること。
- ・助燃剤化施設の運転実績を有すること。
- ・廃棄物処理施設技術管理者と成り得る資格を有し、汚泥再生処理センター(し尿処理施設含む。)の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。なお、現場総括責任者を変更する場合は、本条件を有することを示したうえで組合の承諾を受けること。

カ 運営企業が単独の場合は、当該企業はS P Cに出資を行うこと。なお、複数の企業が運営企業となる場合は、オの実績を有する運営企業は、S P Cに出資を行うこと。

(3)入札参加者の制限

次に該当するものは、入札参加者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定に該当するもの。

イ 組合構成市町(津山市、鏡野町、美咲町)のいずれかより指名停止措置を受けているもの。

ウ 清算中の株式会社である事業者について、会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始命令がなされているもの。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立をしているもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立をしているもの。

オ 直近2年分の法人税、消費税(国税分)を滞納しているもの。

カ 組合が本事業に係る契約支援業務を委託しているもの及びかかるものと資本面若しくは人事面において関連があるもの。なお、本事業に関し、組合の契約支援業務を行うものは以下のとおりである。

- ・八千代エンジニアリング株式会社
- ・アンダーソン・毛利・友常法律事務所

なお、本実施方針において、「資本面において関連のあるもの」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っているものをいい、「人事面において関連のあるもの」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねているものをいう。

(4)参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者の構成員が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

2 応募に関する留意事項

(1)入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2)応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3)入札保証金

入札保証金は、免除する。

(4)使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語，単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの，通貨単位は円，時刻は日本標準時を使用することとする。

(5)著作権

入札参加者から本入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は，入札参加者に帰属する。ただし，組合は，本事業の範囲において公表する場合，その他組合が必要と認める場合には，本入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

(6)提出書類の取扱い

提出された書類については，変更できないものとし，また，理由のいかんに関わらず返却しない。

(7)資料の取扱い

組合が提供する資料は，応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また，この検討の範囲内であっても，組合の了承を得ることなく，第三者に対してこれを使用させたり，又は内容を提示することを禁じる。

(8)情報提供

情報提供は，適宜，組合のホームページにおいて行う。

(9)入札参加者が1者の場合の措置

下記3（5）において，参加資格が確認された入札参加者が1者であっても，提案書審査，ヒアリング，入札を行い，落札者を決定する。

3 入札に関する手続等

(1)入札公告・入札説明書等の公表

組合は，平成27年5月29日（金）に入札公告を行い，入札説明書，要求水準書，特定事業契約書（案），落札者決定基準及び様式集を公表する。

(2)入札説明書等に対する説明会及び現地見学会

入札説明書等に対する説明会及び現地見学会を次のとおり開催する。なお，説明会及び現地見学会において，入札説明書等の配付は行わないので，参加者各自で用意すること。

ア 日時

平成27年6月10日（水） 説明会 午前10時～午前11時
現地見学会 午前11時～正午

イ 場所

津山市川崎458 津山圏域衛生処理センター会議室及び建設予定地

ウ 説明会及び現地見学会の参加受付

説明会及び現地見学会の参加を，様式1-1により以下のとおり受け付ける。

受付期間：平成27年5月29日（金）～平成27年6月9日（火）

提出方法：様式1-1に記入の上，電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word 形式）を添付し，津山圏域衛生処理組合事務局に送付して提出することとする。組合は提出者に，受領確認の電子メールを送付する。
送付先は「第9 本事業の担当部署」参照のこと。

(3)入札説明書等に対する質問受付（第1回）

入札説明書等に対する第1回質問を以下のとおり受け付ける。

ア 入札説明書等に対する質問の受付

入札説明書等に対する質問を、様式1-2により以下のとおり受け付ける。

受付期間：平成27年6月1日（月）～12日（金）

提出方法：質問の提出方法は原則として、様式1-2に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel形式）を添付し、津山圏域衛生処理組合事務局に送付して提出することとする。組合は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

送付先は「第9 本事業の担当部署」参照のこと。

要求水準書の別紙1 平面図（測量図）の電子データ（SFCファイル）の送付を希望する場合は、上記の受付期間に、電子メールにより請求のこと。

イ 入札説明書等に対する質問への回答の公表

提出された質問及び質問に対する回答は、平成27年7月1日（水）から、組合ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(4)参加表明書及び参加資格申請書類受付

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を組合事務局へ持参又は郵送により提出すること。参加表明書及び参加資格申請書類を確認後、組合は受領書を発行する。

なお、参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は、入札辞退届（様式3-1）を提出すること。入札を辞退した場合に、今後、組合の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

ア 受付日時

持参の場合 平成27年7月14日（火）午前9時～正午、午後1時～午後5時

郵送の場合 平成27年7月14日（火）午後5時必着

イ 受付場所等

「第9 本事業の担当部署」参照のこと。

ウ 提出書類

提出書類は、正1部、副1部を提出すること。

参加表明書（様式2-1）

構成企業及び協力企業一覧表（様式2-2）

委任状（様式2-3）

委任状（復代理人）（様式2-4） 必要な場合

参加資格確認申請書類及び添付書類（様式2-5）

参加資格報告書（様式2-6）

参加資格審査の付属資料提出確認書（様式2-7）

参加資格要件確認書（設計企業）（様式2-8）

参加資格要件確認書（建設企業）（様式2-9）

参加資格要件確認書（運営企業）（様式2-10）

(5)資格審査結果の通知

資格審査の結果については、平成27年7月21日（火）までに入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。この際、提案者番号等を併せて通知するため、提案書の作成に用いること。

(6)参加資格がないと認められた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

入札参加資格がないと判断された場合、平成27年7月22日（水）から平成27年7月29日（水）までの午前9時から午後5時までの間に書面を持参し説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、平成27年8月7日（金）までに入札参加者の代表企業に対し送付する。

(7)入札説明書等に対する質問受付（第2回）

入札説明書等の内容等に対する第2回質問を以下のとおり受け付ける。

ア 入札説明書等に対する質問の受付

入札説明書等に対する質問を、様式1-2により以下のとおり受け付ける。

受付期間：平成27年7月21日（火）～7月23日（木）午後5時

提出方法：質問・意見の提出方法は原則として、様式1-2に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel形式）を添付し、組合事務局に送付して提出することとする。組合は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。送付先は「第9 本事業の担当部署」参照のこと。

なお、第2回の質問については、参加資格が確認された入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができる。

イ 入札説明書等に対する質問への回答の公表

提出された質問及び質問に対する回答は、平成27年8月10日（月）から、組合ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(8) 提案書の受付

参加資格が確認された入札参加者から、提案書を受け付ける。提案書の提出方法は持参とし、その他の方法による提出は認めない。提出書類を確認後、組合は受領書を発行する。

ア 受付日時

平成27年9月3日（木） 午前9時～正午、午後1時～5時

イ 受付場所等

「第9 本事業の担当部署」参照のこと。

ウ 提案上限価格

提案上限価格	¥8,890,063,000円（税抜）
内訳 建設工事請負契約	¥3,870,000,000円（税抜）
運営・維持管理業務委託契約	¥5,020,063,000円（税抜）

注意：上記価格には、消費税及び地方消費税の額を含まないものとする。なお、上記価格のうち、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約のそれぞれの価格を上限として、その範囲内で落札者を決定するものとする。

エ 提案書

入札書類提出届（様式4-1）

綴じずに1部提出すること。

入札書（様式4-2）

入札書は封筒に入れ密封し、1部提出すること。

設計・建設費用内訳書（様式4-3）

設計・建設費用内訳書は、入札書に同封し1部提出すること。

事業計画に関する提案書（様式5 関連）

設計・建設業務に関する提案書（様式6 関連）

運営・維持管理業務に関する提案書（様式7 関連）

設計図書（様式8 関連）

a) 設計仕様書（記入様式は、参加資格が確認された入札参加者のみに配付する。）

b) 図面

- ・全体配置図（外構を含む）
- ・動線計画図（車両、作業員、見学者）
- ・処理フローシート
- ・水位高低図
- ・各階機器配置平面図
- ・機器配置断面図

- ・ 建築一般図（各階平面図，立面図，断面図）
- ・ 建築仕上表
- ・ 受変電設備単線結線図
- ・ 計装フロー図
- ・ システム系統図
- ・ 鳥瞰図
- c) 計算書
 - ・ 物質収支，容量計算・性能計算（主要な水槽・機器について記載する。）
 - ・ 用役収支
 - ・ 電力収支（季節別に記載する。）
- d) 工事工程表

提案書のうち，事業計画に関する提案書，設計・建設業務に関する提案書及び運営・維持管理に関する提案書については，様式5関連～様式7関連の順に，各ページの下に通し番号を振り，A4縦長左ステープラー綴じにより，正1部，副25部及び内容を記録したデータ（CD-R等）1式（使用ソフト：Microsoft「Word」及び「Excel」（Windows対応））を提出すること。なお，提案書は，各様式に定める提案記入枠内に，特に指定のない限り文字サイズ10.5ポイントにて作成すること。

設計図書については，A3判で作成し，前記の順に横長左ステープラー綴じ，正1部，副25部を提出すること。

提案書の副本には，会社名や会社名がわかる社章などは記載しないこと。

(9) 提案書に関するヒアリングの実施

提案内容の確認のために入札参加者に対するヒアリングを実施する。

- ・ 実施日時：平成27年12月1日（火）（予定）
- 時間，場所については，おって通知する。

(10) 開札

開札は，入札参加者又はその代理人の立会いの上で行うものとし，入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札事務に関係のない組合職員を立ち会わせるものとする。なお，代理人が開札に立会う場合は，委任状（開札立会い）（様式4-4）を，当日持参すること。

ア 開札日時

- 平成27年12月1日（火）（予定）
- 時間については，おって通知する。

イ 開札場所

- 場所については，おって通知する。

(11) その他

組合が配付する資料及び回答書は，本入札説明書等と一体のものとし，以後，配付するものが本入札説明書等を補完・修正するものである場合には，本入札説明書等の内容に優先するものとする。

次のいずれかに該当する場合には，無効とする。

- ア 入札に参加する資格がないものとした入札
- イ 提案書が所定の日時（平成27年9月3日午後5時）までに提出されないもの
- ウ 提案書の記載事項が不明なもの（文字等が不鮮明で判読できないもの，指定した言語及び単位以外の使用など）又は入札書に記名若しくは押印のないもの
- エ 同一事項の入札について2以上の入札書を提出したもの
- オ 他人の代理を兼ね，又は2人以上の代理をしたもの

第5 入札書類の審査

1 審査及び選定に関する事項

(1) 津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設整備委員会の設置

事業提案の審査は、民間事業者の選定を公平かつ適正に実施するために設置した「津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設整備委員会（以下「施設整備委員会」という。）」において行う。

施設整備委員会は、以下の8名で構成される。なお、本事業の落札者決定までの間に、事業者選定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、自己を有利に又は他の入札参加者を不利にするように、各委員に働きかけを行った場合は失格とする。

役 職	氏 名	所 属	備 考
委員長	荒 井 喜 久 雄	公益社団法人全国都市清掃会議 技術部長	
副委員長	靄 卷 峰 夫	独立行政法人国立高等専門学校機構 和歌山工業高等専門学校 環境都市工学科教授	
委 員	大 下 順 正	津山市副市長	副管理者
委 員	有 本 昌 充	鏡野町副町長	
委 員	岡 部 初 江	美咲町副町長	
委 員	常 藤 勘 治	津山市総合企画部長	
委 員	山 本 倫 史	津山市財政部契約監理室長	
委 員	植 月 優	津山市都市建設部長	

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

組合は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 入札書類審査

入札公告時に公表する「落札者決定基準」に従って、施設整備委員会において入札書類の審査を総合的に評価する「総合評価落札方式(総合評価一般競争入札方式)」により審査を行う。組合は、施設整備委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。

ウ 審査事項

審査事項は「落札者決定基準」に示す。

エ 審査結果

落札者の決定の後、組合は審査結果を公表する。

第6 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類等を作成すること。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要求要件を満たしていない場合は失格とする。

1 計画地に関する事項

(1)計画地条件

所在地	岡山県津山市川崎443, 445及び458
本施設用地面積	約5,417m ²
用途地域等	工業地域
容積率	200%
建ぺい率	60%

(2)用地の使用権原について

事業用地の使用権原は組合が保有している。

2 施設整備の概要

(1)施設種別

汚泥再生処理センター

(2)施設規模等

処理方式：（水処理）浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式
（資源化）汚泥助燃剤化方式

施設規模：170kL/日（ただし、主処理・高度処理等は113kL/日とし、浄化槽汚泥等の一部（57kL/日）は、前凝集分離後、隣接する下水道終末処理場に移送する。）

(3)処理対象物

処理対象物	計画受入量
し尿	29kL/日
浄化槽汚泥 (農業・林業集落排水汚泥含む)	141kL/日

3 施設の設計・建設の提案に関する条件

本事業の範囲である「本施設の設計に関する業務」及び「本施設の建設に関する業務」については、要求水準書に従い、提案書を作成すること。

4 施設の運営・維持管理の提案に関する条件

本事業の範囲である「本施設の運営・維持管理に関する業務」については、要求水準書に従い、提案書を作成すること。

5 事業計画の提案に関する条件

(1)本施設の設計・建設に係る対価

ア 組合は、本施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、建設事業者を支払う。支払いは、年度ごとに出来高相当分を上限として支払うものとする。

イ 提案に際しての各年度の支払限度額の割合は次のとおりとする。

- 平成28年度 5%
- 平成29年度 50%
- 平成30年度 45%

ウ 本施設の設計・建設に係る対価は、建設工事請負契約に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、以下のとおりとする。

(ア) 組合又は建設事業者は、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金の額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して書面により請負代金の額の変更を求めることができる。

(イ) 前項の規定による請求は、この契約の締結の日から1年を経過した後でなければこれを行うことができない。

(ウ) 組合又は建設事業者は、(ア)の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金の額から出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金の額の変更に応じなければならない。

(エ) 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、平成28年7月に公表される、平成27年度（契約締結時）の建設工事費デフレーター（土木 環境衛生）（国土交通省）の年度時の指数を基準とし、請求のあった時点の最新の建設工事費デフレーターに基づき、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(オ) (ア)の規定による請求は、本条の規定により請負代金の額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合においては、(イ)「この契約の締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金の額の変更の基準とした日」とするものとする。

(カ) 特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金の額が不相当となったと認められるときは、組合又は建設事業者は、前各項の規定によるほか、協議により請負代金の額を適当な額に変更することを求めることができる。

(キ) 前項の特別な要因及び主要な工事材料並びに前項の適当な額の算定の方法は、組合が別途定める。

(ク) 工期内にインフレーションその他の予測することのできない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ、請負代金の額が著しく不相当となったときは、前各項の規定にかかわらず、組合と建設事業者が協議して請負代金の額を変更するものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、組合が定め、建設事業者に通知する。

(ケ) (エ)の指数については、事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指数が実態に整合しない場合には、組合と建設事業者で協議を行うものとする。

(2)委託料

ア 委託料の支払方法

組合は、S P Cが実施する運営・維持管理業務に係る対価及びS P Cの設立等、平成27年度から平成30年度に必要となる開業準備に係る対価を委託料として、運営・維持管理期間にわたってS P Cに支払う。委託料は平成31年度第1四半期分（平成31年4月1日～平成31年6月末日）を初回、平成31年度第2四半期分（平成31年7月1日～平成31年9月末日）を第2回として、以後年4回、平成50年度第4四半期分（平成51年1月1日～平成51年3月末日）までの計80回支払われるものとする。

委託料は、固定料金及びし尿等の処理量等に応じて変動する変動料金から構成されるため、固定料金については年度毎の金額（うち補修費相当分については、平準化を求めない。）、変動料金についてはkL当たり単価（整数とする）を提案すること。

なお、し尿等の前処理単価と、受け入れ後のし尿等の場内処理単価を提案すること。

補修費相当分については、運営・維持管理期間を次の4期に分割して、各期の支払額を異なるものとすることを認めるものとする。ただし、各期内の各回の支払額は同一の金額とする。

第1期：平成31年度～平成35年度（5年）

第2期：平成36年度～平成40年度（5年）

第3期：平成41年度～平成45年度（5年）

第4期：平成46年度～平成50年度（5年）

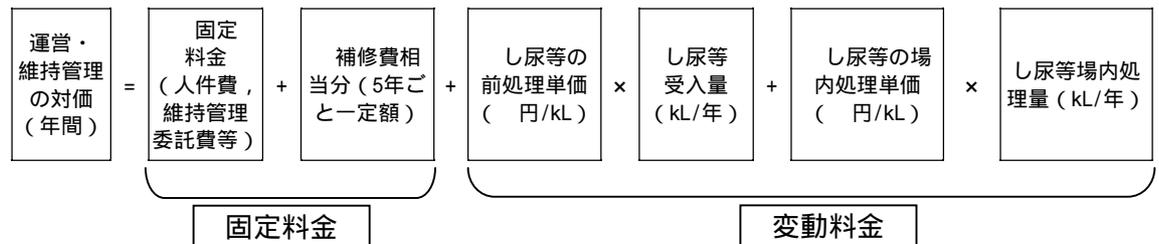


表 運営・維持管理業務委託料に関して提案を求める事項

提案を求める単価等	単位
固定料金（毎年度一定） 固定料金（補修費相当分，5年毎一定）	円／年
変動料金単価（し尿等の前処理単価） 変動料金単価（し尿等の場内処理単価）	円／kL

イ 物価変動に伴う委託料の見直し方法

運営・維持管理期間中の物価変動に伴い、委託料について、以下のように改定を行う。

(ア) 委託料の支払金額の改定は、下表の指標に基づいて算定するものとする。当該指標以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して運営委託業務契約に定める。

対 象	適 応 事 項
電気料金	国内企業物価指数(日本銀行)(電力・都市ガス・水道) 又は基本料金及び使用料金
水道料金	国内企業物価指数(日本銀行)(電力・都市ガス・水道) 又は基本料金及び使用料金
人件費	国土交通省公共工事設計労務単価(岡山県：特殊作業員)
薬品費、消耗品費	企業向けサービス価格指数(日本銀行)(総平均)
上記を除く運営・維持管理業務の委託料	企業向けサービス価格指数(日本銀行)(総平均)

(イ) S P C は、毎年10月1日時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月分の確報値の平均)の数値について、書面により組合に報告する。

(ウ) 組合又は S P C は、見直し時の指標と前回の委託料の改定時の指標と比較し、1.5%以上の変動があった場合、相手方に対して、次年度の4月1日から3月31日までに対応する委託料の変更を請求することができる。

(エ) 組合又は S P C は、前項の規定による請求があったときは、委託料の支払金額の変更に応じなければならない。

(オ) S P C は、(ウ)の規定による請求があったときは、当該年の10月1日時点で公表されている最新の指標(12ヶ月分)に基づき次年度の委託料を速やかに算定して組合に確認を求め、組合は、次年度6月30日までに次年度のサービス購入費を確定し、次年度7月以降に請求予定の支払に反映させる。計算は下式とする。ただし、初回に改定を行う場合は、提案書に示された支払金額を基準額とする。

$$P_t = P_b \times (C S P I_{t-1} / C S P I_b)$$

ここで、

P_t : 改定後の支払金額(税抜き)

P_b : 前回改定後の支払金額(税抜き、初回改定が行われるまでは提案書に示された支払金額)

$C S P I_{t-1}$: 改定年の前年度の10月1日時点で公表されている最新の指標(12ヶ月分の平均値)

$C S P I_b$: 前回改定年の前年度の10月1日時点で公表されている最新の指標(12ヶ月分の平均値、ただし初回の改定が行われるまでは平成28年2月時点での当該指標)

C S P I : 上記(ア)の表に示す各指標

$0.985 < C S P I_{t-1} / C S P I_b < 1.015$ (小数点以下第4位未満の端数切り捨て後)の場合は改定を行わない。また、当改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(カ) 基準の切替に伴う換算は、以下のとおりとする。

原則として新基準確定値公表年度の翌年度の対価改定から新基準を用いて改定率等を算定し、新基準に基づく支払いは、翌々年度から行うこととする。また、基準の切替えに伴う換算は、基準年における旧基準と新基準の年平均指数値（新基準が100）の比を用い、旧基準の指数を換算することとする。具体的な計算式は次のとおり。

【計算例】

$$(2010年基準換算指数) = (2005年基準の2009年指数) \times \frac{(2010年基準の2010年指数=100)}{(2005年基準の2010年指数)}$$

(キ) 入札価格の算定は、し尿等の受入量については、平成31年度から平成40年度までの間は、下表(20)の数値を365日(閏年を含む年度は366日)間あるものとして設定し、平成41年度以降は、平成40年度の数値を準用すること。

し尿等の場内処理量については、113kL/日として設定すること。

実際の支払い時は、処理量(kL)は整数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。

		推計結果									
		H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
水酸化・生活雑排水処理	(1) 計画処理区域内人口	119,572	118,643	117,714	116,784	115,854	114,925	113,995	113,066	112,137	111,207
	(2) 下水道人口	42,291	43,578	44,866	46,153	47,440	48,728	50,015	51,303	52,590	53,878
	(3) 農業・林業集落排水施設人口	3,156	3,156	3,156	3,156	3,156	3,156	3,156	3,156	3,156	3,156
	(4) 合併処理浄化槽人口	53,598	53,841	53,844	53,629	53,213	52,616	51,854	50,941	49,892	48,718
水酸化・生活雑排水未処理	(5) 単独処理浄化槽人口	9,239	8,329	7,462	6,640	5,863	5,133	4,448	3,809	3,216	2,665
非水酸化	(6) し尿処理施設人口	11,288	9,739	8,386	7,206	6,182	5,292	4,522	3,857	3,283	2,790
	(7) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
排出原単位 (L/人・日)	(8) 農業・林業集落排水施設人口	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85
	(9) 合併処理浄化槽人口	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85
	(10) 単独処理浄化槽人口	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85
	(11) し尿処理施設人口	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14
必要処理量 (kL/日)	(12) 農業・林業集落排水施設汚泥 = (3) × (8)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	(13) 合併処理浄化槽汚泥 = (4) × (9)	100	100	100	100	99	98	96	95	93	91
	(14) 単独処理浄化槽汚泥 = (5) × (10)	18	16	14	13	11	10	9	8	6	5
	(15) し尿量 = (6) × (11)	25	21	18	16	14	12	10	9	8	6
	(16) 合計 = (12) + (13) + (14) + (15)	149	143	138	135	130	126	121	118	113	108
(17) 月最大変動係数	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	
(18) 必要規模 : 浄化槽汚泥 = ((12) + (13) + (14)) × (17)	141	138	136	135	132	129	126	124	119	116	
(19) 必要規模 : し尿 = (15) × (17)	29	24	21	19	16	14	12	11	10	7	
(20) 必要施設規模 = (18) + (19)	170	162	157	154	148	143	138	135	129	123	

(3) 保険

本施設の建設に伴い第三者に損害を及ぼした場合、建設企業が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するため、建設企業は組立保険、建設工事保険、第三者賠償保険等に参加することとする。

同様に、本施設の運営に伴い第三者に損害を及ぼした場合、SPCが善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するため、SPCは、第三者賠償責任保険等に参加することとする。

第7 事業実施に関する事項

1 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、特定事業契約に関する紛争については、岡山地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1)事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかったときは、組合は、特定事業契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は特定事業契約を解除することができる。

ウ 前2号の規定により組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

(2)組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができるものとする。

イ 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3)当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

ア 建設期間中において、組合は、相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、建設工事請負契約を解除することができるものとする。

イ 運営期間中において、組合及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、運営・維持管理業務委託契約を解除することができるものとする。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業における法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

ア 組合は、事業者が法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努める。

イ 組合は、事業者に対し、補助、出資等の支援は行わない。

4 組合による本事業の実施状況の監視

モニタリングの実施時期と内容についての基本的な考え方は以下のとおりとする。なお、モニタリング方法、内容等については特定事業契約において定める。

(1)設計・建設段階

組合は、設計企業及び建設企業による業務の状況が、組合の要求を満たしていることを確認するために、各々の業務のモニタリングを行う。

建設事業者は、実施する業務に係る図書を組合に提出し、組合の確認を受けるものとする。また、当該図書に基づき指定された図書及び組合が提出を要求した図書を組合に提出し、組合の確認を受けるものとする。

建設事業者は、実施する業務の進捗状況について、組合に定期的に報告し、確認を受けるものとする。なお、組合は、必要に応じて、建設事業者に対して、進捗状況についての報告を求めることができるものとする。

建設事業者は、本施設の建設の進捗に合わせて、試運転及び引渡性能試験に関する計画書を組合に提出し、組合は、当該計画書の確認を行う。引渡性能試験は、組合の立会いのもと、性能保証事項について実施するものとする。引渡性能試験実施時の環境計測等は、組合が認める計量証明機関が実施することとする。

また、各々の業務のモニタリングにより、設計・建設業務の実施状況や結果が、契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、組合は建設事業者に改善を要求し、建設事業者は必要な措置を講じるものとする。

(2) 運営・維持管理段階

組合は、運営企業による業務の状況が、組合の要求を満たしていることを確認するために、業務のモニタリングを行う。モニタリングは、運営・維持管理業務委託契約で定められた方法に従って行うものとする。

モニタリングに当たっては、SPCから提出される業務報告書の確認の他、備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータの確認、本施設への立ち入り検査等を実施する。また、必要に応じて、組合は自らの負担で、本施設に係る追加的な計測、分析を行う。その他、組合は、周辺環境モニタリングを行い、本施設の周辺環境への影響を調査する。

原則として、モニタリングにより確認された運營業務の状況については公開する。

また、業務のモニタリングにより、業務の実施状況や結果が、契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、組合はSPCに改善を要求し、SPCは必要な措置を講じるものとする。指定する期日までに改善されない場合、委託料を減額することがある。(別紙3参照)

(3) 運営期間の終了段階

運営期間終了時には、組合は、SPCから提示された補修計画の実施状況を確認するとともに、本施設の現状確認を行い、施設が適切な状況となっていることの確認を行う。

SPCは、運営期間終了時に、契約や要求水準書等で定められた施設性能が維持されていることにつき、組合より確認を受けた上で、引継業務を行う。

5 事業期間中の事業者と組合との関わり

ア 本事業は、事業者の責任において遂行されることとする。また、組合は、特定事業契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

イ 原則として組合は、各契約の相手方に対して連絡等を行うこととするが、運営期間においても災害や事故発生の緊急時等、必要に応じて、組合と建設企業等との間で直接連絡調整を行うことができることとする。

6 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

第8 特定事業契約に関する事項

1 契約手続

- ア 組合は落札者を決定し、落札者と基本協定を締結する。
- イ 落札者はSPCを設立し、当該SPCに組合と基本仮契約を締結させるとともに、また自らも締結する。
- ウ 基本仮契約の合意内容に基づき、組合は、建設事業者と建設工事請負仮契約を締結する。また、SPCと運営・維持管理業務委託仮契約を締結する。
- エ 契約保証金は、建設工事請負契約については請負代金額の10%とする。ただし、建設事業者が、請負代金額の10%以上の履行保証保険の付保、又はこれと同等の保証契約を締結したときは免除する。また、運営・維持管理業務委託契約については年間委託料の10%とし、各事業年度の開始日までに納付することとする。ただし、SPCが、年間委託料の10%以上の履行保証保険の付保、又はこれと同等の保証契約を締結したときは免除する。
- オ 組合が申請する交付金の内示がされない場合、組合は特定事業契約の仮契約を締結しないことができる。

2 その他

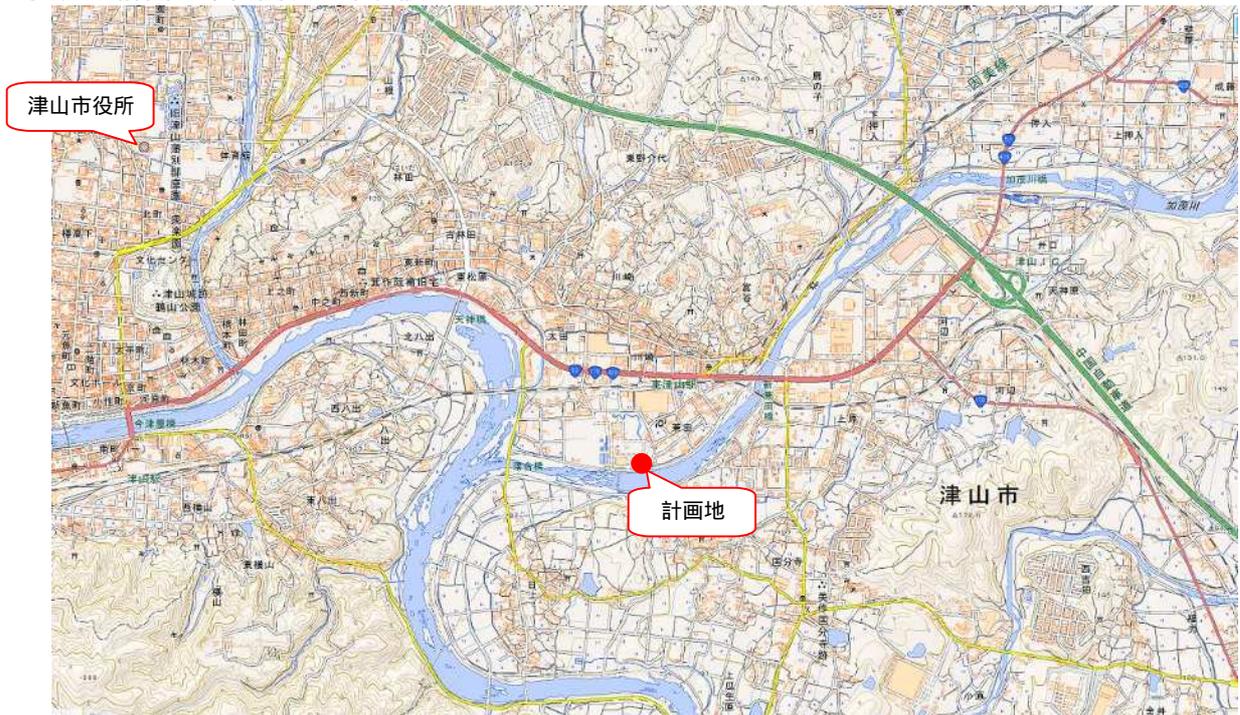
- ア 組合は、特定事業契約の締結に当たっては、平成28年2月(予定)の組合議会において提案する予定である。
- イ 落札者らが特定事業契約を締結しない場合は、総合評価落札方式(総合評価一般競争入札方式)の総合評価の得点の高いものから順に契約交渉を行う場合がある。

第9 本事業の担当部署

本事業の担当部署は、次のとおりである。

津山圏域衛生処理組合事務局 〒708-0841 岡山県津山市川崎458 TEL: 0868 (26) 1352 FAX: 0868 (26) 8601 E-mail: t-eisei@tvvt.ne.jp
--

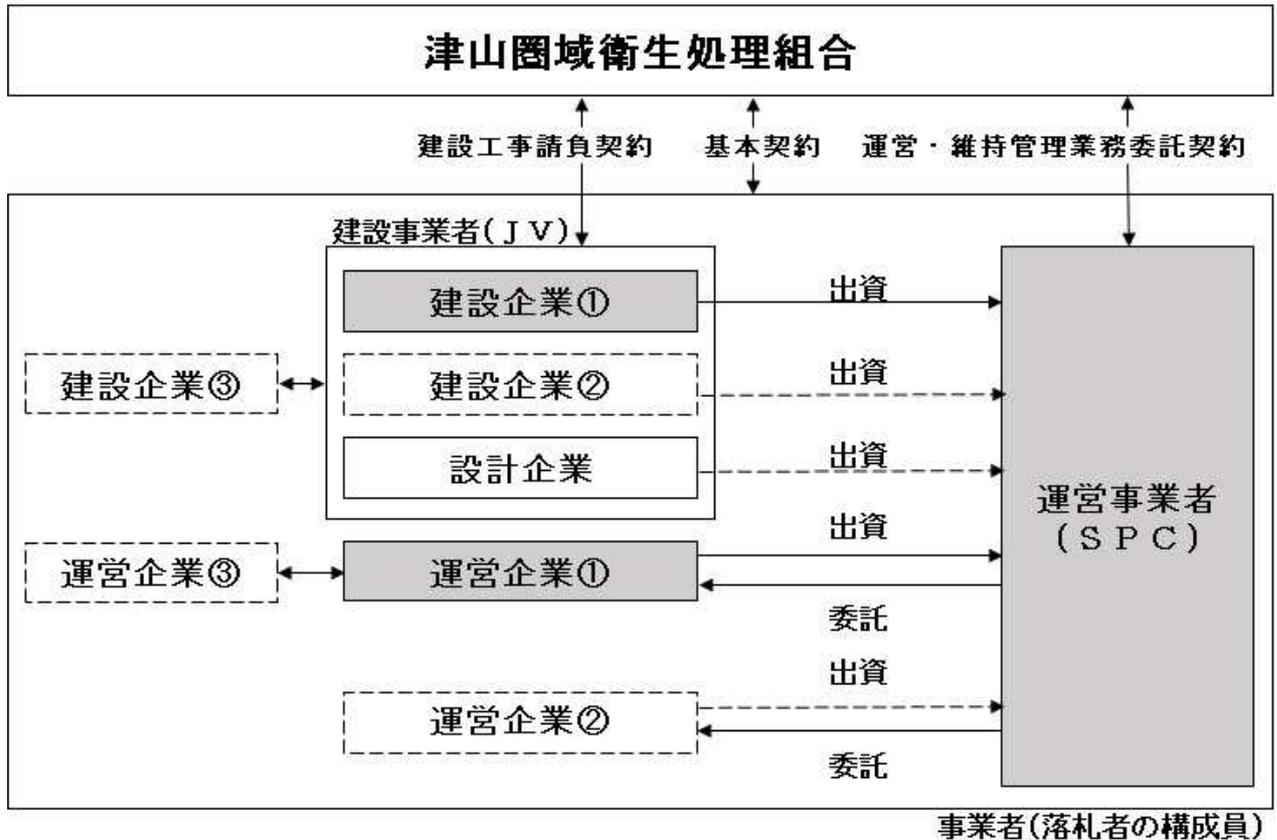
別紙1 計画地案内図及び本施設用地



出典：地理院地図（電子国土Web）



別紙2 事業スキーム図



<p>構成員の定義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ S P C への出資を行う企業を構成企業という。 ・ S P C への出資を行わない企業を協力企業という。 ・ 構成企業，協力企業を総称して，構成員という。
<p>出資に関する要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破線部は事業者の提案による。 ・ 実績要件を満たす建設企業は， S P C に出資を行うこと。(第4 1(2)ウ①参照) ・ 運営企業が複数となる場合は，実績要件を満たす運営企業が， S P C に出資を行うこと。(第4 1(2)オ②参照)
<p>契約の構成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本契約は組合と事業者(落札者の構成員)で締結する。 ・ 建設工事請負契約は，本組合と建設事業者(設計企業・建設企業による共同企業体であり，単独企業の場合は当該企業)で締結する。 ・ 運営・維持管理業務委託契約は，組合と運営事業者で締結する。 ・ 基本契約，建設工事請負契約，運営・維持管理業務委託契約を総称して，特定事業契約という。

別紙3 モニタリング実施要領等

1 モニタリング及び対価の減額の基本的な考え方

モニタリングの基本的考え方

組合は、本事業の運営・維持管理業務について、入札公告時に組合が提示した要求水準書、提案書及び運営マニュアル（以下に定義する。以下、本別紙において、要求水準書、提案書及び運営マニュアルを「運営マニュアル等」と総称する。）に基づいて適正かつ確実な運営業務の履行水準の確保がなされているかどうかを、監視、測定、評価する。モニタリングにより運営マニュアル等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運営費の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、運営・維持管理業務委託契約に基づく組合の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

モニタリング方針

本事業におけるモニタリングの方法は運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で組合が随時のモニタリングを行うこととする。

（1）委託料の減額に関する基本的考え方

委託料の減額は以下の方針に基づいて行うものとする。

- 運営事業者の行う業務において運営マニュアル等の未達成及び事業契約書等の不履行があった場合に減額する。
- 減額の程度は、減額により運営・維持管理業務そのものが損なわれること等がないよう、適切な業務改善を運営事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとする。
- 減額金額は運営・維持管理業務委託契約に基づき運営事業者が組合に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。
- 運営・維持管理業務における減額措置は、異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他性能保証事項の未達により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合（組合の指示により停止した場合を含む）の減額（以下「運転停止型減額措置」という。）と運転を継続できるが運営マニュアル等に規定する業務水準が達成されていないと判断した場合の減額（以下「運転継続型減額措置」という。）に分けて行うものとする。
- 軽微な不履行については直ちに減額又は減額ポイントを付すのではなく、運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額又は減額ポイントが付されない仕組みを基本とするものとする。なお、要求水準書 第一編 設計・建設編 第2 5及び6に示す要求水準を超過したことのみでは、本書に定める減額措置の対象としないものとする。

(2) 減額システムの運用について

本事業における運転停止型減額措置の場合は、直ちに委託料の減額となるが、運転継続型減額措置の場合は、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであることから、軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、運営事業者が自ら改善措置を採り、一定の改善期間の中で速やかに解決することが望ましいと組合は考えている。そのため、組合と運営事業者の間でこうした問題を効率よく解決できる機能を有する協議組織・体制等の構築を期待している。

2 運転停止型減額措置

(1) 減額等の措置を講じる状態

異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他性能保証事項の未達及び事業契約において定められた運営事業者の義務の不履行等により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合。

(2) 減額措置の手順

復旧手続き

組合と運営事業者は、次の手順で施設の復旧に努めるものとする。

- 1) 本施設が停止レベルに至った原因と責任の究明
- 2) 運営事業者による本施設の復旧計画の提案（組合による承諾）
- 3) 本施設の改善作業への着手
- 4) 本施設の改善作業の完了確認（組合による確認）
- 5) 復旧のための試運転の開始
- 6) 本施設の運転データの確認（組合による確認）
- 7) 本施設の使用再開

なお、停止基準を逸脱した理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- 1) 本施設が停止レベルに至った原因と責任の究明
- 2) 本施設の改善作業への着手
- 3) 本施設の改善作業の完了確認（組合による確認）
- 4) 本施設の運転データの確認（組合による確認）
- 5) 本施設の使用再開

減額の算定方法

(減額) = (1日当たりの運営・維持管理固定費：円/日) × (減額率：%) × (停止日数：日)

運営・維持管理固定費は、入札説明書 第 6 5 (2) に示す「固定料金(人件費, 維持管理委託費等)」及び「補修費相当分」をいう。

「1 日当たりの運営・維持管理固定費: 円/日」とは、年間の運営・維持管理固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

減額率

状態	減額率
受入可能(場内処理不可能)(1~30日)	25%
受入可能(場内処理不可能)(30日以上)	50%
し尿等の受入れ不能(1~30日)	75%
し尿等の受入れ不能(30日を超える場合)	100%(支払停止)

3 運転継続型減額措置

(1) モニタリング手法の確定の手続

運転継続型減額措置の場合は、直ちに委託料を減額する運転停止型減額措置の場合と異なり、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものである。そのため、まず組合と運営事業者はモニタリング手法を以下の手続に基づいて合意して確定し、当該モニタリング手法を運用するものとする。

- 運営事業者の事業提案書に基づき、運営・維持管理業務の仕様・水準を確定する。
- 運営事業者の提供する運営・維持管理業務が、運営マニュアル等未達となる基準については事業契約締結後に詳細化する。
- 運営事業者は品質管理(PDCA サイクル)を行うものとし、品質管理方針・品質管理プログラム等の策定、業務の手順化の一環として「運営マニュアル」を作成し、業務執行体制の構築を行うとともに、自己監査(セルフモニタリング)を業務監査(日常、随時及び定期モニタリング等)に位置づけるものとする。
- 運営事業者は、自らが行う品質管理を前提として、3(2) に示す組合のモニタリング方針を踏まえた上で、協議組織・体制、モニタリングに関する各種報告様式等を組合に提案し、組合と協議の上、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用するものとする。
- なお、運営マニュアルは、運営事業者自らの業務の実施のために作成するものであり、これを遵守することにより運営事業者が免責となるものではない。

(2) モニタリングの方法

運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営・維持管理業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、運営・維持管理業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、事

業契約書及び運営マニュアル等に定める運営・維持管理業務についての各種報告書及び監査済み財務書類をそれぞれ期日までに作成して組合に提出するものとする。

組合によるモニタリング

組合は、自己の責任及び費用で、運営事業者が実施する業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

ア 定期モニタリング

組合は、自らの費用において、月次運営・維持管理報告書 1 の内容が運営マニュアル等を満たしているか確認し、受領後 14 日以内に当該月次運営・維持管理報告書の対象となる月の業務状況につき運営事業者に通知する。運営事業者は組合が行うモニタリングにつき、組合の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、月次運営・維持管理報告書の具体的内容（モニタリングの項目及び方法）は、運営事業者の提案に基づき契約後に組合と運営事業者が協議のうえ決定する。また、四半期運営・維持管理報告書 2 及び年次運営・維持管理報告書 3 の内容には当該対象期間全体の集計等を行うとともに、その内容には下記イ及びウのうち当該対象期間に行ったモニタリング結果も含めるものとする。

イ 随時モニタリング

組合は、必要と認める場合、自らの費用において、月次運営・維持管理報告書、四半期運営・維持管理報告書及び年次運営・維持管理報告書による確認とは別に随時モニタリングを実施することができる。随時モニタリングにおいては、運営事業者は当該説明及び立会い等について最大限、協力するものとする。また、組合は、随時運営事業者の作成する日報を確認することができる。

ウ 本施設の周辺環境モニタリング

組合は、自らの費用において、本施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施でき、運営事業者は、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。

エ 財務状況モニタリング

運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しとともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に提出する。組合はこれを確認するものとする。なお、組合は当該監査済み財務書類を公開することができるものとする。

1 月次運営・維持管理報告書：対象となる月の翌月 10 日までに提出する報告書で、要求水準書 第二編 運営・維持管理編 第 8 に示す、運転管理に関する報告書、点

検・検査結果報告書，補修結果報告書，環境保全報告書及び作業環境保全報告書を総称したものをいう。

2 四半期運営・維持管理報告書：対象となる四半期の翌月 10 日までに提出する報告書をいう。

3 年次運営・維持管理報告書：対象となる年次の次年度 4 月末日までに提出する報告書をいう。

(3) 削減額の算定方法

減額等の措置を講じる状態

定期モニタリングの結果，業務水準を満たさないと組合が判断した場合，改善措置が必要となる状態の例は表 - 1 に示すとおりである。

表 - 1 運転継続型減額措置が必要となる状態（例）

運営費の区分	改善措置が必要となる状態の例
運営・維持管理 固定費	水準0（即時減額ポイント対象） ・運営・維持管理報告書の虚偽記載
	水準1（重大な過失） ・災害時の対策不良 ・安全措置の不備による労働災害，人身事故等の発生 ・業務の未実施 ・運営・維持管理報告書の記載内容の重大な過失
	水準2（軽微な過失） ・要求水準書 第一編 設計・建設編 第2 5及び6に示す要求水準の未達が連続して10日以上続いた場合 ・啓発業務の補助の不備 ・来場者対応の不備 ・住民対応の不備 ・職員向け研修の不備 ・清掃状況の履行水準の未達

なお，以下の場合には，業務水準の未達とはしない。ただし，以下に掲げる事由に該当するか否かの証明は，運営事業者が行うものとし，該当するか否かの判断は，組合の合理的裁量により行う。

- やむを得ない事由により業務水準の未達となった場合で，かつ，事前に組合に連絡があり，組合が承諾した場合
- 組合の責めに帰すべき事由により，業務水準の未達となった場合
- 法令等変更又は不可抗力により，やむを得ず業務水準の未達となった場合
- その他明らかに運営事業者の責めに帰さない事由により，業務水準の未達とな

った場合

減額措置の手順

ア 業務改善手続き

本施設の運転は可能であるが業務水準が運営マニュアル等の未達成及び事業契約書等の不履行に至ったと判断した場合，組合と運営事業者は，次の手順で業務の改善に努めるものとする。（図 - 1 参照）

- 1) 組合は運営マニュアル等の未達成及び事業契約書等の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。
- 2) 運営マニュアル等の未達成及び事業契約書等の不履行に至った原因と責任の究明
- 3) 運営事業者による業務改善計画の提案（組合による承諾）
- 4) 業務改善作業への着手
- 5) 業務改善作業の完了確認（組合による確認）

なお，業務水準が運営マニュアル等の未達成及び事業契約書等の不履行に至った理由が測定機器の誤動作等の軽微で，その原因及び改善策が自明である場合には，次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- 1) 組合は運営マニュアル等の未達成及び事業契約書等の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。
- 2) 運営マニュアル等の未達成及び事業契約書等の不履行に至った原因と責任の究明
- 3) 業務改善作業への着手
- 4) 業務改善作業の完了確認（組合による確認）

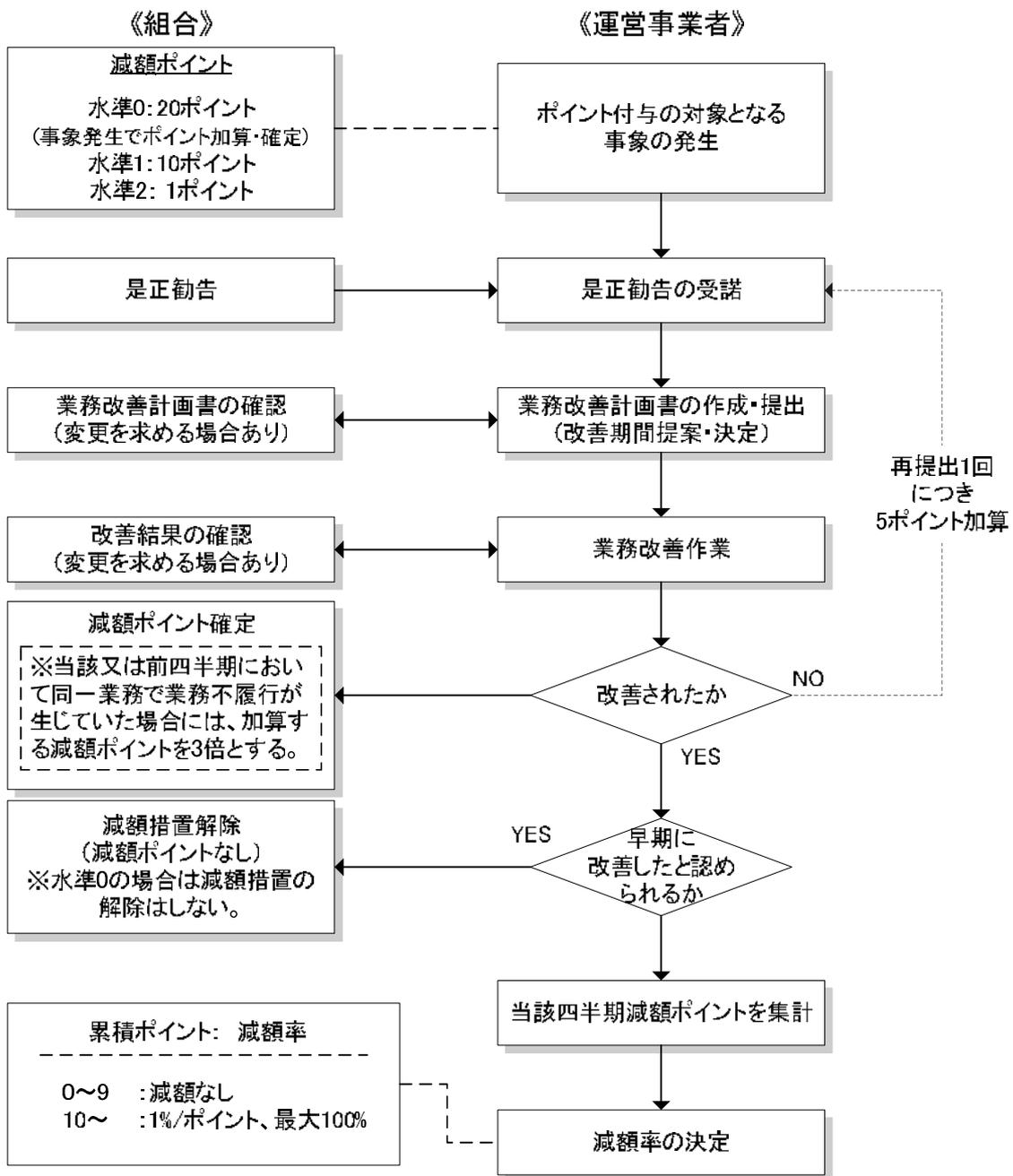


図 - 1 運転継続型減額措置等

イ 水準0の場合の手続き

改善措置が必要となる水準が0の場合は、アの手続きは行わすが、初回の是正勧告の段階で、減額ポイント（20ポイント）を付与し、減額ポイントの解除は行わない。なお、運営事業者は、当該措置に対し、申立てを行うことができる。

組合は、運営事業者の申立てが合理的であると認めた場合は、改善が必要となる水準の見直しを行う。

ウ 減額の算定方法

(減額) = (1日当たりの運営・維持管理固定費：円/日) × (減額率：%) × (違反日数：日)
運営・維持管理固定費は、入札説明書 第65(2)に示す「固定料金(人件費、維持管理委託費等)」及び「補修費相当分」をいう。

「1日当たりの運営・維持管理固定費：円/日」とは、年間の運営・維持管理固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

エ 減額率

- 状況に応じた減額のポイントは表-2のとおりとする。ただし、軽微な不履行で運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することができた場合組合が認める場合には減額ポイントは付さないものとする。
- 予め定めた改善期間内に改善作業の完了が確認されなかった場合には、組合は再度是正勧告を行い業務改善計画書の再提出を求め、改善が認められるまで上記手続きを繰り返す。なお、業務改善計画書の再提出が必要な場合はその都度5ポイントを加算する。
- 当該四半期又は前四半期において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額ポイントを3倍として加算する。
- 四半期毎に累積ポイントを集計する。
- 累積ポイントに応じて減額率(表-3参照)を算定し、決定する。
- 累積ポイントは次四半期には持ち越さない。

表-2 減額ポイント

水準未達の状況	減額ポイント
水準0 (即時減額ポイント対象)	業務水準未達と認定された場合に20ポイント
水準1 (重大な過失)	業務水準未達と認定された場合に10ポイント
水準2 (軽微な過失)	業務水準未達と認定された場合に1ポイント

当該四半期又は前四半期において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額ポイントを3倍として加算する。

表-3 減額率

累積ポイント	減額率
0~9	減額なし
10~	(累積ポイント) × (1% / ポイント), 最大100%